

これだけは知っておこう！

学生のための著作権の基礎知識

・ ・ 図書、資料、論文、DVD などの引用・コピーのマナー ・ ・

情報通信技術（PC やインターネット、etc）のおかげで、私たちは情報を容易に収集し、正確に記録し、伝達し、複製することができるようになりました。しかしその反面、貴重な研究データやデザインが盗用されたり、コピー商品が出回ったりする犯罪や反社会的な出来事も頻発するようになりました。そのため最近、著作権法が改正され、罰則も強化されました。私たちは、高度情報化社会のシステムや情報通信技術を正しく活用して効果的な学習をするため、著作物を利用することにおける基本的なマナーを身につけることが求められています。

1 レポート、研究発表

レポート作成やゼミナールの研究発表のために、図書やインターネットなどから文章や画像、映像などの情報を引用することは多いと思います。これらの情報を提供している人々（著作権者）に対してその行為に敬意を払うとともに、その権利を尊重することが大切で、そのため、次のようなマナーを守らなくてはなりません。

- (1) 公表された図書、インターネットの Web site およびDVDなどのメディアから、映像、写真、イラスト、図版、表やグラフおよび文章などの一部を引用する場合は、「×××氏の調査によれば」というような断り書きをした上で、引用した部分が本文と区別できるようにしましょう。
- (2) 引用するときは、出典を明示することが必要です。
(例1) 書籍からの引用は、本文の引用箇所の末尾に「(注 1,2,3・n)」を付し、レポートの末尾に、順番に、著者『著書名』発行所、刊行年月日、引用箇所のページ (P. ××～××) というように書く。
(例2) 雑誌や新聞からの引用は、「記事名」『経済評論』2013年4月号所収、発行所というように書く。
(例3) Web site から引用する場合は、その URL を用いて、たとえば、下記のように引用する。
(注××) http://syllabus.hakuoh.ac.jp/asp/new/syllabus_login.asp から引用
(例4) 簡易な小論文の場合は、本文末尾に参考文献を列挙する。
- (3) 引用する場合は、必要最小限度の範囲で引用するとともに、文章全体からみて引用した部分が「従」となるようにしましょう。レポートの大部分が他人の文章のまる写しというのは、「剽窃」「盗作」となり許されません。
- (4) 著作物は文章だけとは限りません。映像、写真、イラスト、グラフなどを引用する場合も文章と同様です。

2 図書館での書籍等の複写（コピー機での複写）

- (1) 著作物の複写は、学校教育の場合に限り認められますが、著作物の一部分につき、1人に1部だけ複写することができます。
- (2) 書籍の丸ごと一冊の複写は認められず、慣行で著作物の半分までとされています。
- (3) 複写が認められるのは、公共図書館と本学の図書館など法的に認められた図書館に限られます。
- (4) 所蔵物の複写の規則や手続きは各図書館により異なりますので、それらに従ってください。

3 CD、DVD のコピー、「海賊版」

- (1) 自分が所有している CD や DVD のコピーに関しては、家庭内や個人の使用のためであれば、著

著作権者の許諾は不要です。(個人使用のためでも、自分でコピーせずに「ダビング屋」でコピーすることは違法です。また、コピーガードを外してコピーする行為も、もちろん違法となります。)

- (2) コンピュータソフトのコピーは、バックアップする場合を除いて、著作権法上問題があります。
- (3) ソフトを許諾されている PC の台数を超えてインストールしたり、他人の PC にインストールする行為は認められません。
- (4) 「ファイル交換ソフト」を利用して、他人の著作物を配信する場合には、著作権者の許諾が必要となります。
- (5) 一般に頒布する目的で「海賊版」を作成することはもちろん違法ですが、「海賊版」であるを知りながら公衆に譲渡したり、頒布目的で所持することも違法です。
- (6) 「海賊版」の使用は、その行為が営利目的でない学校教育の場であっても許されませんので注意が必要です。

(注) 著作物とは？

小説、論文、講演、脚本その他言語による著作物、音楽の著作物、絵画・版画・彫刻その他美術の著作物、舞踊、演劇の著作物、地図又は学術的な図面、図表、模型その他図形の著作物、映画、映像、写真、プログラムなどが幅広く含まれます。

【参考文献】

パンフレット『はじめての著作権講座』、『はじめての著作権講座Ⅱ』公益社団法人著作権情報センター、(平成 24 年 5 月改定)

京都教育大学現代 GP 『学生と教師のための著作権基礎講座』2008 年 11 月

出典；<http://kyoshien.kyokyo-u.ac.jp/public/chosakuken/kisochishiki.pdf>

NHK のホームページの著作権関係；http://www.nhk.or.jp/toppage/nhk_info/copyright.html

.....

以下は、教員向けの注意事項です。

1 授業における著作権許諾不要の特例

学校教育では、他人の著作物を頻繁に利用することが必要です。その都度、著作権者から許諾を受けるのでは、教育活動が制約されてしまいますので、下記条件を満たした場合は、著作権者の許諾は不要となっています。

- (1) 学校その他営利を目的としない教育機関における教育活動であること。(大学の講座であっても、有料で行う社会人講座などは、著作権許諾が必要になります。)
- (2) 授業において明らかに著作権が存在する著作物(新聞、Web page、書籍)の一部をコピーし、資料として印刷配付する場合は、以下の点に注意する必要があります。
 - (a) 必要な部数だけ教員がコピーすること。
 - (b) 授業においてその印刷物を使用すること。
 - (c) 著作権者の利益を侵害することがないこと。(ドリル、学習参考書のコピーは許諾が必要です。)
 - (d) 出典を明示すること。
- (3) 教員がテレビ番組をビデオにとり、自分の授業に使うことは、自由にできます。学校放送番組に限らず、どの番組でも自由です。ただし、自分で番組を録画したビデオを研修会で使ったり、学園祭で上映することは放送局はじめそこに関係する全ての権利者の許諾がなければできません。(NHK の見解)

2 授業を録画して配布する場合の注意事項

教員が、授業の様子をビデオ、写真等で録画、撮影、録音し、これを後日ネット等で配信したり、DVD 等で複製して配布する場合は、それら著作物の使用に関する著作権者の許諾が必要となる場合が生じますので注意が必要です。また、授業の様子を撮影した DVD 等に受講生の姿がはっきりと映っている場合などには、肖像権や個人情報の問題が生じますので注意が必要です。